

報告第一号

令和四年第四回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号）第三条第一項の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理し処分したので、同条第二項の規定により報告する。

令和四年十二月九日提出

大分県教育委員会教育長 岡本天津男

(公印省略)



財 第 340 号
令和4年11月21日

大分県教育委員会

教育長 岡本 天津男 殿

大分県知事 広瀬 勝貞

議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議案名

- ・職員の給与に関する条例等の一部改正等について
- ・公の施設の指定管理者の指定について
- ・損害賠償の額の決定について（専決報告）

2 議案提出県議会

令和4年第4回定例会

(公印省略)



財 第 362 号
令和4年12月1日

大分県教育委員会

教育長 岡本 天津男 殿

大分県知事 広瀬 勝貞

議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議案名

・令和4年度 大分県一般会計補正予算（第4号）

2 議案提出県議会

令和4年第4回定例会（令和4年12月5日 追加提出）

教委教改第1115号
令和4年11月25日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県教育委員会
教育長 岡本 天津 男

議案に対する教育委員会の意見について（回答）

令和4年11月21日付け財第340号で照会のあった上記のことについて、下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。

教委教改第1180号
令和4年12月2日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県教育委員会
教育長 岡本 天津男

議案に対する教育委員会の意見について（回答）

令和4年12月1日付け財第362号で照会のあった上記のことについて、
下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。

第106号議案 職員の給与に関する条例等の一部改正等について

項目1：職員の給与に関する条例の一部改正（第1条及び第2条関係）

項 目	改 正 内 容	備 考																			
(1) 給料表 (別表第1～6)	<ul style="list-style-type: none"> ○若年層に重点を置いた給料月額の上上げ ○全職員を対象に各号給の額に一定の率（改定率0.16%）を乗じた給料表に改正 （全体の改定率0.39% 月額1,359円） 	令和4年4月1日 適用																			
(2) 期末手当 及び勤勉手当 (第22条、23条)	<ul style="list-style-type: none"> ○期末・勤勉手当の年間支給月数の引上げ（4.30月→4.40月）に係る12月期の支給月数の改正 ○引上げ分は勤勉手当に配分 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">勤勉手当</th> <th rowspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>現 行</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般職員</td> <td>0.95</td> <td>0.95</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>特定管理職員</td> <td>1.15</td> <td>1.15</td> <td>1.25</td> </tr> </tbody> </table>	勤勉手当	6月期	12月期		現 行	改 正 後	一般職員	0.95	0.95	1.05	特定管理職員	1.15	1.15	1.25	令和4年12月1日 適用					
勤勉手当	6月期			12月期																	
		現 行	改 正 後																		
一般職員	0.95	0.95	1.05																		
特定管理職員	1.15	1.15	1.25																		
	<ul style="list-style-type: none"> ○6月期と12月期の支給月数の改正（期末・勤勉手当4.40月） （均等になるように配分） <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">勤勉手当</th> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>R4.6月</th> <th>改 正 後</th> <th>R4.12月</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般職員</td> <td>0.95</td> <td>1.00</td> <td>1.05</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>特定管理職員</td> <td>1.15</td> <td>1.20</td> <td>1.25</td> <td>1.20</td> </tr> </tbody> </table>	勤勉手当	6月期		12月期		R4.6月	改 正 後	R4.12月	改 正 後	一般職員	0.95	1.00	1.05	1.00	特定管理職員	1.15	1.20	1.25	1.20	令和5年4月1日 施行
勤勉手当	6月期		12月期																		
	R4.6月	改 正 後	R4.12月	改 正 後																	
一般職員	0.95	1.00	1.05	1.00																	
特定管理職員	1.15	1.20	1.25	1.20																	
(3) 初任給調整 手当 (第11条の2)	<ul style="list-style-type: none"> ○獣医師に対する初任給調整手当の上限支給月額の改正 月額 3万円 → 4万5千円 	令和5年4月1日 施行																			
(4) 通勤手当 (第13条の6)	<ul style="list-style-type: none"> ○旅費との一体的見直しの中で、特別急行列車及び高速道路等利用料金に係る通勤手当額の引上げ <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現 行</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別急行列車 利用</td> <td>普通運賃等と特急料金を合わせ、月5万5千円まで支給し、月5万5千円を超える場合は、超えた額の4/5に相当する額を加算</td> <td>普通運賃等については、月5万5千円まで支給し、特急料金については、全額を加算</td> </tr> <tr> <td>高速道路等 利用</td> <td>高速道路等利用料金の額の4/5に相当する額を支給</td> <td>高速道路等利用料金の額の2/2に相当する額を支給</td> </tr> </tbody> </table>	区分	現 行	改 正 後	特別急行列車 利用	普通運賃等と特急料金を合わせ、月5万5千円まで支給し、月5万5千円を超える場合は、超えた額の4/5に相当する額を加算	普通運賃等については、月5万5千円まで支給し、特急料金については、全額を加算	高速道路等 利用	高速道路等利用料金の額の4/5に相当する額を支給	高速道路等利用料金の額の2/2に相当する額を支給											
区分	現 行	改 正 後																			
特別急行列車 利用	普通運賃等と特急料金を合わせ、月5万5千円まで支給し、月5万5千円を超える場合は、超えた額の4/5に相当する額を加算	普通運賃等については、月5万5千円まで支給し、特急料金については、全額を加算																			
高速道路等 利用	高速道路等利用料金の額の4/5に相当する額を支給	高速道路等利用料金の額の2/2に相当する額を支給																			

項目 2：一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第 3 条及び第 4 条関係）

項 目	改 正 内 容	備 考											
(1) 給料表 (第 7 条)	○若年層に重点を置いた給料月額の上上げ(1号給のみ) ○各号給の額に一定の率(改定率0.16%)を乗じた給料表に改正	令和4年4月1日 適用											
(2) 期末手当 (第 8 条)	○年間支給月数の上上げ(3.25月→3.30月)に係る12月期の支給月数の改正 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <td></td> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.625</td> <td>1.625</td> <td>1.675</td> </tr> </tbody> </table>	6月期	12月期			現 行	改正後	1.625	1.625	1.675	令和4年12月1日 適用		
	6月期	12月期											
	現 行	改正後											
1.625	1.625	1.675											
○6月期と12月期の支給月数の改正(3.30月) (均等になるように配分) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>R4.6月</th> <th>改正後</th> <th>R4.12月</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.625</td> <td>1.65</td> <td>1.675</td> <td>1.65</td> </tr> </tbody> </table>	6月期		12月期		R4.6月	改正後	R4.12月	改正後	1.625	1.65	1.675	1.65	令和5年4月1日 施行
6月期		12月期											
R4.6月	改正後	R4.12月	改正後										
1.625	1.65	1.675	1.65										

項目 3：一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第 5 条及び第 6 条関係）

項 目	改 正 内 容	備 考											
(1) 給料表 (第 5 条)	○若年層に重点を置いた給料月額の上上げ(1号給のみ) ○各号給の額に一定の率(改定率0.16%)を乗じた給料表に改正	令和4年4月1日 適用											
(2) 期末手当 (第 6 条)	○年間支給月数の上上げ(3.25月→3.30月)に係る12月期の支給月数の改正 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <td></td> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.625</td> <td>1.625</td> <td>1.675</td> </tr> </tbody> </table>	6月期	12月期			現 行	改正後	1.625	1.625	1.675	令和4年12月1日 適用		
	6月期	12月期											
	現 行	改正後											
1.625	1.625	1.675											
○6月期と12月期の支給月数の改正(3.30月) (均等になるように配分) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>R4.6月</th> <th>改正後</th> <th>R4.12月</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.625</td> <td>1.65</td> <td>1.675</td> <td>1.65</td> </tr> </tbody> </table>	6月期		12月期		R4.6月	改正後	R4.12月	改正後	1.625	1.65	1.675	1.65	令和5年4月1日 施行
6月期		12月期											
R4.6月	改正後	R4.12月	改正後										
1.625	1.65	1.675	1.65										

項目4：特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部改正（第7条及び第8条関係）

項 目	改 正 内 容	備 考												
(1) 期末手当 (第5条)	○年間支給月数の引上げ（3. 2 5月→3. 3月）に係る12月期の支給月数の改正 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1.625</td> <td>1.625</td> <td>1.675</td> </tr> </tbody> </table>	6月期		12月期			現 行	改正後			1.625	1.625	1.675	令和4年12月1日 適用
	6月期		12月期											
	現 行	改正後												
	1.625	1.625	1.675											
	○6月期と12月期の支給月数の改正（3. 3月） （均等になるように配分） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>R4. 6月</th> <th>改正後</th> <th>R4. 12月</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.625</td> <td>1.65</td> <td>1.675</td> <td>1.65</td> </tr> </tbody> </table>	6月期		12月期		R4. 6月	改正後	R4. 12月	改正後	1.625	1.65	1.675	1.65	令和5年4月1日 施行
6月期		12月期												
R4. 6月	改正後	R4. 12月	改正後											
1.625	1.65	1.675	1.65											
(2) 給料月額 (附則第3項)	○一般職員の給料月額引上げに伴い、給料月額の減額措置を廃止 ・減額措置・・・▲3. 2%+1, 000円	公布日施行												
(3) 規定の整備 (附則第4項 ～第13項)	○既に終了した過去の給料、期末手当にかかる減額措置規定を削除 ・給料月額の特例（平成16年1月1日～平成19年3月31日、平成25年7月1日～平成26年3月31日） ・期末手当（期末特別手当）の特例（平成17年12月、平成18年6月、同年12月、平成21年6月）													

項目5：会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正（第9条関係）

項 目	改 正 内 容	備 考												
期末手当 (第2条、第4条)	○一般職員の期末・勤勉手当の支給月数の引上げ割合に応じ、6月期と12月期の支給月数の改正 （2. 4月→2. 45月） ※第2条はパートタイム会計年度任用職員、4条はフルタイム会計年度任用職員の規定 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>R4. 6月</th> <th>改正後</th> <th>R4. 12月</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.2</td> <td>1.225</td> <td>1.2</td> <td>1.225</td> </tr> </tbody> </table>	6月期		12月期		R4. 6月	改正後	R4. 12月	改正後	1.2	1.225	1.2	1.225	令和5年4月1日 施行
6月期		12月期												
R4. 6月	改正後	R4. 12月	改正後											
1.2	1.225	1.2	1.225											

項目6：特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第12条関係）

項 目	改 正 内 容	備 考
給料表 (別表)	○各号給の額に一定の率（改定率0. 16%）を乗じた給料表に改正	令和4年4月1日 適用

項目7：職員等の旅費に関する条例の一部改正（第13条関係）

項目	改正内容				備考			
旅行雑費 (第22条)	○通勤手当との一体的見直しの中で、旅行実態に即した水準に旅行雑費の金額を改定				令和5年4月1日 施行			
	【現行】		【改正後】					
	区分	県外	県内					
			用務地が県の施設以外	用務地が県の施設				
	公共交通機関利用	1,200円	600円	300円	公共交通機関利用	900円	300円	0円
	上記以外	600円	300円	0円	上記以外	300円	300円	0円

項目8：各種委員会の委員の報酬及び費用弁償条例の一部改正（第14条関係）

項目	改正内容			備考		
旅行雑費 (別表第2)	○職員等の旅費に関する条例の一部改正に準じた旅行雑費の改定			令和5年4月1日 施行		
	【現行】		【改正後】			
	区分	県外	県内			
	公共交通機関利用	1,200円	600円		公共交通機関利用	900円
	上記以外	600円	300円	上記以外	300円	300円

項目9：職員の退職手当に関する条例の一部改正（第15条関係）

項目	改正内容	備考
(1)ピーク時特例 (附則第23項)	○60歳前に給料減額されたことのある職員が継続任用後に退職手当を受給した場合、60歳時点で受給した場合よりも不利とならないように措置を講じるもの（定年延長に対する対応）	令和5年4月1日 施行
(2)規定の整備	○附則第23項の改正に伴う規定の整備 (第5条の2、第5条の3の2、附則第6項、第7項、第14項、第18項、第24項～第26項)	

項目10：特別職の常勤職員の退職手当に関する条例の一部改正（第16条関係）

項目	改正内容	備考
退職手当 (附則第6項)	○給与月額減額措置廃止に伴い、H27給与制度の総合的見直しの際に講じた退職手当にかかる2%加算措置について廃止	公布日施行

項目11：外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正（第17条関係）

項 目	改 正 内 容	備 考
規定の整備 (附則第6項)	○附則第23項の改正に伴う規定の整備	令和5年4月1日 施行

項目12：職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正（第18条及び第19条関係）

項 目	改 正 内 容	備 考
規定の整備	○職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う規定の整備 ・第18条：(附則第5項、第6項、第8項、第14項) ・第19条：(附則第2項及び第6項)	令和5年4月1日 施行

項目13：職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正（第20条関係）

項 目	改 正 内 容	備 考
規定の整備	○給料月額の上げに伴う規定の整備	公布日施行

附則

項 目	改 正 内 容
第1項 (施行期日)	○この条例は、公布の日から施行 ○ただし、獣医師に対する初任給調整手当、特別料金等に係る通勤手当、令和5年度以降の期末・勤勉手当（6月期と12月期の支給月数の改定、会計年度任用職員の期末手当）、旅行雑費、退職手当に係るピーク時特例等（第2条、第4条、第6条、第8条、第9条、第11条、第13条から第15条及び第17条から第19条）の改定は、令和5年4月1日から施行
第2項 (適用日)	○給料表（第1条、第3条、第5条及び第12条）の改定は、令和4年4月1日から適用
第3項 (適用日)	○令和4年12月に支給される勤勉手当の支給率（第1条）、期末手当（第3条、第5条、第7条、第10条）の改定は、令和4年12月1日から適用

第111号議案 公の施設の指定管理者の指定について

体育保健課

令和4年度末をもって指定期間が満了する大洲総合運動公園及び大分県立フェンシング場の指定管理について、次のとおり指定管理者を指定するもの。

【公募/指定期間5年：令和5年4月1日～令和10年3月31日】

1. 指定管理候補者選定の経緯

項目	年月日
●第1回選定委員会 (審査基準、スケジュール、募集要項等の検討)	令和4年7月15日(金)
公募開始(公告)	令和4年8月3日(水)
公募に関する現地説明会実施	令和4年8月29日(月)
公募に関する質問受付	令和4年8月3日(水) ～令和4年9月2日(金)
申請書の受付	令和4年9月15日(木) ～令和4年10月3日(月)
●第2回選定委員会 (ヒアリング、審査、協議・選定)	令和4年10月28日(金)

2. 審査基準

審査基準	評価項目(抜粋)
1. 平等利用と法令遵守等	(1) 平等な利用の確保がなされているか (2) 法令を遵守する姿勢があるか
2. 管理運営方針・維持管理計画	(1) 施設の設置目的に沿った管理運営方針となっているか (2) 市施設(体育館)との一体管理及び利活用の促進にかかる提案の具体性はあるか
3. 利活用促進	(1) 広報・イベント等誘致活動は積極的に行われるか (2) 目標指標(利用者の増加)に向けた具体的取組
4. 経費縮減	(1) 基準価格、申請者の提案額により評価
5. 管理運営の安定性	(1) 業務を安定的に実施できる経営基盤(資産や金融機関等の支援を含む)があるか (2) 同種施設の管理運営実績があるか

※ 大分県立フェンシング場について、県土木建築部所管の大洲総合運動公園及び大分市所管の総合体育館と一括して指定管理を実施。

3. 指定管理候補者及び選定委員会における評価等

指定管理候補者	提案価格	債務負担行為額	選定委員会における評価
ファビルス・プランニング大分共同事業体 代表者 株式会社ファビルス 代表取締役 野田 太	361,850 千円	361,890 千円	・公園管理の豊富な経験があり、業務を安定的に実施できる経営基盤を有している。 ・樹木植栽を定期的に剪定するなど、利用者の安全確保対策についても的確に行われている。

(参考：目標指標及び目標値)

目標指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
利用者数(単位：人)	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
うち大洲総合運動公園	188,000	188,000	188,000	188,000	188,000
うちフェンシング場	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

1 概要

9月18日夜から19日午前10時頃までの間、県立大分東高校敷地内の木の枝が台風14号の強風により折れ、道路を挟み同校の北側にある民家カーポートの屋根に当たり、屋根の一部が損傷した。

県(学校)の管理に瑕疵があったことから、相手方に損害賠償を行うもの。

2 被害箇所等

- ・被害箇所: 自宅前カーポートの屋根及び屋根枠の一部
- ・被害額: 214,115円(建て替え費用)

3 県(学校)の瑕疵について

公の営造物である学校敷地内の樹木について、通常有すべき安全性を備え、他人に危害を及ぼす危険がないよう適正に管理すべきであった。

4 専決年月日 令和4年11月10日



第117号議案 令和4年度大分県一般会計補正予算(第4号)について

【令和4年度12月補正予算案の概要】

(単位：千円)

事業名	予算案	事業の概要	所管課
1 運営費（特別支援学校）	(347, 123) 4, 000 351, 123	【新】 バス送迎時における児童・生徒の安全を確保するため、特別支援学校のスクールバスに安全装置を整備する。 ・特別支援学校スクールバス 20台	教育財務課

※ 予算案欄の上段（ ）は既決予算額、中段は補正予算案、下段は累計。

(単位：千円)

教育委員会 計	令和4年度 既決予算額	令和4年度 12月補正予算案	計
	110, 687, 285	4, 000	110,691,285